

Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)のア又はイの志願要件のいずれかに該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、83ページ参照）

(2) 志願要件

ア 外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内の者

イ 外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して4年以上の者で、帰国後2年以内の者
この場合、「帰国後1年以内」とは、原則として、帰国した日から令和2年2月2日（日）までに1年が経過していない場合をいう。また、「帰国後2年以内」とは、原則として、帰国した日から令和2年2月2日（日）までに2年が経過していない場合をいう。

2 海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

学 校	課 程 学 科	入学許可候補者の予定人員
千葉県立千城台高等学校	全日制の課程 普通科	入学許可候補者の予定人員については別に定める。 また、「I 前期選抜」の予定人員の一部とする。
千葉県立幕張総合高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立柏井高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立土気高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立船橋高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立国府台高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立松戸国際高等学校	全日制の課程 普通科・国際教養科	
千葉県立松戸馬橋高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立柏中央高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制の課程 普通科・国際コミュニケーション科	
千葉県立成田国際高等学校	全日制の課程 普通科・国際科	
千葉県立匝瑳高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立東金高等学校	全日制の課程 普通科・国際教養科	
千葉県立大多喜高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立安房高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立君津高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉市立稲毛高等学校	全日制の課程 普通科・国際教養科	
船橋市立船橋高等学校	全日制の課程 普通科	
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程 普通科・国際人文科	
柏市立柏高等学校	全日制の課程 普通科	

第2 出 願

1 総 則

「I 前期選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(3)は、「規則、当該市立高等学校の通学区域を定める規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程の海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。」と読み替える。

(2) 1の(4)の隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のほか、」を削る。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙2）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、「I 前期選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおり収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、令和元年12月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 海外在住状況説明書	所定の様式（様式7）で作成すること。
(3) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(4) 選抜結果通知用封筒	82円 切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(5) 自己申告書	以下について説明することを希望する者は、所定の様式（様式4）で作成し、封をして提出すること。また、原則として志願者本人が記入すること。 ・「欠席が多い理由」（年間の欠席日数が30日以上の場合とする。） ・「障害があることによって生ずる事柄」 ・「特に説明しようとする事柄」
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式15）を提出すること。
(7) 誓約書	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(8) 必要に応じて提出する書類	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(9) 学習成績分布表及び個人成績一覧表	在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)及び(2)）で作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を志願する高等学校の校長に提出又は送付すること。 なお、千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に現に在籍する者のみ提出を必要とする。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあつては、(6)、(7)及び(8)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

- (1) 志願者は、出願書類等を在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。
- (2) 出願書類等の提出期間及び受付時間
「I 前期選抜」の「第2 出願」の3の(2)に定めるところによる。

第3 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等

1 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（71～73ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

2 学習成績分布表（様式2の(1)）及び個人成績一覧表（様式2の(2)）

志願者の在籍する中学校の校長は、別記1（71～73ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出先

志願する高等学校の校長及び県教育長

(2) 提出期限等

ア 志願する高等学校の校長への提出は、令和2年2月4日（火）午後4時までとする。送付による提出を認めるものとし、その場合も令和2年2月4日（火）午後4時までに必着とする。

なお、送付の場合には~~82円~~切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った返信用封筒（受理証送付用）を同封すること。

上記の82円切手は、郵便料金改定のため84円切手とする。

イ 県教育長への提出は、送付によるものとし、令和2年2月4日（火）午後4時までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表及び個人成績一覧表在中」と朱書きする。

なお、返信用封筒（受理証送付用）は必要としない。

送付先 〒261-0014 千葉県美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

(3) 提出上の留意点

ア 千葉県内の公立中学校に現に在籍する者については、学習成績分布表（様式2の(1)）及び個人成績一覧表（様式2の(2)）を課程別に各1通提出する。

イ 上記ア以外の中学校等に現に在籍する者については、学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

ウ 過年度卒業者については、学習成績分布表及び個人成績一覧表の提出を必要としない。

3 自己申告書（様式4）

志願者は、自己申告書を提出する場合には、封をした上で、在籍（出身）中学校の校長に提出することを報告した後、志願する高等学校の校長に提出する。

第4 受検票等の交付

「I 前期選抜」の「第4 受検票等の交付」に定めるところによる。

第5 検 査

1 検査期日

令和2年2月13日（木）

学力検査を実施する場合、学力検査は令和2年2月12日（水）に実施する。

なお、各高等学校において実施する検査の内容は、別に定める。

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容

海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する高等学校において、別に定める検査（付表3、154ページ参照）

4 検査時間割

8:45	集合
8:45～8:55	受付・点呼
8:55～9:10	注意事項伝達
9:25～	検査

注 検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

なお、学力検査を実施する場合は、「I 前期選抜」の「第5 検査」の4に定めるところによる。

5 受検者心得

(1) 受検票を必ず持参すること。

(2) 当日、午前8時45分までに志願した高等学校に集合すること。

(3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において実施する検査の内容により、別に定めた指示に従うこと。

(4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。

(5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。

(6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

第6 選抜方法

- 1 中学校の校長から送付された調査書、海外在住状況説明書等の書類の審査及び各高等学校において実施した検査の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
なお、調査書の評定については、「Ⅰ 前期選抜」の「第6 選抜方法」の2に定める算式1で算出した数値を選抜の資料とする。また、算式1により難い者については、総合的に判定する。
- 2 「欠席が多い理由」、「障害があることによって生ずる事柄」又は「特に説明しようとする事柄」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 4 各高等学校の海外帰国生徒の特別入学者選抜の選抜・評価方法は、令和元年10月18日（金）より1年間、各高等学校のWebページにおいて公表する。詳細は、別に定める。

第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約

「Ⅰ 前期選抜」の「第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約」に定めるところによる。

第8 入学許可候補者の発表

「Ⅰ 前期選抜」の「第8 入学許可候補者の発表」に定めるところによる。

第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い

「Ⅰ 前期選抜」の「第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い」に定めるところによる。

第10 その他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書（様式6の(1)又は(2)）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
なお、志願を取り消そうとする者が、令和2年2月18日（火）正午までに志願取消しの手続をせず、入学許可候補者に内定した者として発表された場合は、「Ⅶ 後期選抜」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」及び「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を志願できない。
- 2 各高等学校でリスニングテスト等の検査を実施する場合、難聴のため受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記9（87ページ参照）により、特別配慮申請書を提出することができる。
また、障害があるため通常の検査の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10（87ページ参照）により、特別配慮申請書を提出することができる。
なお、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 3 この要項に定めるもののほか、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあつては、当該市教育委員会が定めるところによる。